

第7回 鳥取県コロナに打ち克つ 新しい県民生活推進会議

日時: 令和4年1月20日(木) 16時～17時

場所: 鳥取県庁災害対策本部室ほか

次第: (1) 知事あいさつ

(2) 議題

- ・社会経済活動の継続に向けたBCPの徹底
- ・ワクチン接種の促進 など

(3) 意見交換

1

BCP徹底のお願い

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年1月19日）」

○国民生活・国民経済の安定確保に必要不可欠な業務を行う事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、業務継続計画の点検を行い、事業の継続を図る。

○国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者についても、テレビ会議及び在宅勤務（テレワーク）の積極的な実施に努める。

■ 業務継続計画（BCP）の早急な点検をお願いします。

1. 日常生活に不可欠な業務を担う事業者におかれては、一部の機能が停止した場合にあっても、社会活動を継続できる体制を構築されること。また、BCP未策定の場合は策定されること。

【事業者の例】

医療、介護福祉、学校、教育施設、交通、インフラ(電気・ガス等)、農林水産業、小売、物流 等

2. テレワーク（在宅勤務）、社内での分散化、休暇取得の促進など、施設内での感染拡大を予防する措置を徹底されること。

2

BCPを点検し、社会経済活動の継続を

オミクロン株による感染急拡大に伴い、職場等で一度に多数の欠勤者が生じ、事業所や団体等の社会経済活動の維持に支障をきたす懸念が増大

各事業所・団体等においてBCP（業務継続計画）を点検いただき、優先業務の選定や従業員の欠勤を前提とした応援体制の構築などコロナ禍における業務継続への備えをお願いします。

コロナ禍における業務継続の主なポイント

- ✓ 優先業務の選定（確実に継続すべき業務と縮小可能な業務の選定）
- ✓ 優先業務を継続するために必要な体制の検討
- ✓ 一度に多数の欠勤者が生じた場合の応援要員の確保
- ✓ 在宅勤務やスプリット・チーム制（交代勤務）の導入

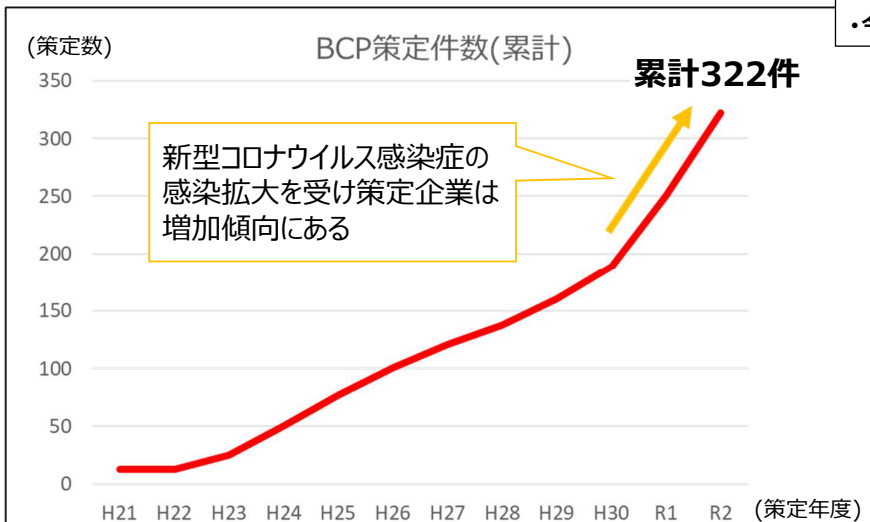
業務継続計画（BCP=Business Continuity Plan）とは （鳥取県版業務継続計画策定推進に関する基本指針は別用）
災害発生時における応急業務に加え、通常業務のうち継続又は早期復日の必要がある業務を、**非常時優先業務として実施する態勢を確保するために、事前に必要な資源（人員、事業所、資機材等）の確保・配分や必要な対策を定めることにより、災害発生後の業務立上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上を図る計画です。**

3

オール鳥取県で社会全体の機能維持

- 行政、企業、病院・福祉施設などの主体は、相互にサプライチェーンで深く結びついていることから、鳥取県では東日本大震災を契機として、各主体が互いに連携し、「オール鳥取県」として、事業継続計画（BCP）に取り組んでいます。
- 県のBCP策定支援事業を通じて県内企業・事業者のBCP策定件数は年々増加。昨年度からは新型コロナウイルス対応型BCP策定に取り組む事業者も増加

県支援事業によるBCP策定件数の推移



新型コロナウイルス対応型BCP策定事業者数
・令和2年度 19社
・令和3年度 24社(見込)

BCP策定事業者の対策事例 オフィス内での社員の分散による感染対策

オフィス内での感染を防ぐため、オフィスの執務室を分割するなどの改修を行い、オフィス内で社員を分散（サービス業/鳥取市）

テレワークのための体制整備やセキュリティの強化

感染対策を目的にテレワークを導入するにあたり、自宅でも仕事ができるようクラウドを導入。またサイバー対策としてセキュリティ強化を実施（広告業/鳥取市）

4

BCPの点検・策定に向けた支援

○「とっとりBCPサポートセンター」に御相談ください

- ・ 新型コロナウイルス対応型BCP点検・策定に向け、各専門家が個別相談(無料)に対応します
<専門分野> <BCPサポートセンター相談窓口>

1. 執務室の感染症対策
2. BCP点検・策定
3. セキュリティ対策
4. 災害リスク診断 等

地区	窓口	電話番号
東部	県庁商工政策課	0857-26-7987
中部	中部総合事務所	0858-23-3985
西部	西部総合事務所	0859-31-9637

○BCP策定支援ツールを準備しています (鳥取県HPで公開中)

- ・ 自社リスクをセルフ診断【**企業リスク診断サイト「トリB」**】
- ・ 新型コロナウイルスや自然災害に対応した【**BCPモデル(簡易版)**】



○感染対策の徹底に向けた助成制度

①「コロナリスク対応型」事業継続補助金

【補助上限】50万円 【補助率】1/2
【支援対象】新型コロナウイルス対応型BCPを策定(又は策定予定)した県内中小事業者
【対象経費】テレワーク導入のためのリース料、3密回避のための改修費 等
※審査会による審査を経て採択案件を決定

②新型コロナウイルス感染予防対策推進補助金

【補助上限】20万円(複数店舗は店舗数を乗じる)
【補助率】1/2
【支援対象】飲食店、宿泊施設、理美容、小売業など接客を主とする店舗
【対象経費】感染予防対策に必要な経費(パーティション、Co2モニター、換気設備 等)

5

濃厚接触者の待機期間短縮措置

<基本ルール>

待機期間は最終暴露日(陽性者との接触等)から**10日間**

<社会機能維持者の特例措置>

※社会機能維持者の対象は、政府「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の「(別添)事業の継続が求められる事業者」に掲げる事業に従事する者とする

- 事業者において当該濃厚接触者の**業務従事が事業継続に必要**と判断
- 無症状**であること
- 原則、事業者の費用負担**により、最終暴露日から**6日目にPCR検査又は抗原定量検査**、又は**6日目と7日目に抗原定性検査**を行い、**陰性確認**

➡ **待機要請を解除**(保健所への連絡は不要)

※ただし、業務従事の際は**事業者において感染対策を徹底**し、10日目までは当該業務以外の不要不急の外出は極力控え、公共交通機関利用を避けること

【検査手段確保が困難な事業者への支援策】

県内の無料PCR等検査場所で6日目のPCR検査等に対応予定

※事業者には事前予約と検査依頼書の提出をお願いすることとします

6

参考：事業の継続が求められる事業者

1. 医療体制の維持

➤ 全ての医療関係者

※病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

➤ 高齢者、障害者等、特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者

※介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

➤ 自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する事業者

- ① インフラ運営関係（電力、ガス、LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
- ② 飲食物品供給関係（農業・林業・漁業、飲食物品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
- ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
- ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
- ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
- ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

➤ 社会の安定の維持の観点から、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者

- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカード等）
- ② 物流・運送（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾、航空・空港、郵便等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機等）
- ④ 企業活動・治安維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤
（河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく廃棄物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（保育園・託児所等）

5. その他

- 医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造している事業者
- 医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者
- 学校・幼稚園（学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等を踏まえ）

職場における感染対策のポイント

（新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(R4.1.19)「事業者への働きかけ」より）

各職場・店舗において業種別ガイドライン等の実践をお願い致します。
特に以下のポイントに留意の上、大切な職場をみんなで守りましょう

ポイント1 出勤前/出勤後



- 発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛
- 軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査

ポイント2 職場内での対策



- 手洗いや手指消毒、せきエチケット、職員同士の距離確保の徹底
- 換気の徹底(CO2濃度測定器等の活用)
- 複数人が触る箇所の消毒

ポイント3 休憩時など



- 昼休みの時差取得
- 居場所の切り替わり(休憩室、更衣室、喫煙室等)時の注意の周知
- 社員寮等の集団生活の場での対策

ポイント4 会議や出張など



- 出張など移動を減らすためのテレビ会議の活用
 - 在宅勤務(テレワーク)や時差出勤等の導入
- ※特に重症化リスクのある労働者等への配慮

体調悪ければ無理をしないで！

オミクロン株の症状は風邪の症状とよく似ています

発熱、せき、のどの痛みなど、ちょっとした風邪症状はコロナ感染の重要なサイン!!

感染力の強いオミクロン株の感染拡大を防止するため、
ご自分や大切な人を守るため、

少しでも症状がある場合は、無理に登校・出勤をせず、
かかりつけ医、又は受診相談センターに相談しましょう

職場も出勤前の体調確認、症状がある場合の出勤自粛など、
従業員への呼びかけをお願いします



発熱等の症状が
出たときの相談先

受診相談センター

☎ 0120-567-492 コロナ・至急に 毎日9:00~17:15
(ファクシミリ) 0857-50-1033
(東部地区) ☎ 0857-22-8111 上記以外の時間
(中部地区) ☎ 0858-23-3135
(西部地区) ☎ 0859-31-0029

休日を含め
24時間対応

9

会食時のお願い

大人数、大声、大皿、大騒ぎは控えましょう。
お店だけでなく家でのホームパーティーなども
集団感染が多くみられます。

尾身会長発言(R4.1.18)

人流抑制ではなく、**人数制限が1つのキーワード**になると思う。

なぜ人数制限かという、オミクロン株が急激に増えたものを疫学調査で分析すると、ほとんどのケースが大きな声を出したパーティや会食、家などいろんな場面でも起きて、これらが感染のほとんどの部分を示している。

こうした大声を出すパーティでは、お酒を飲んでマスクを外し、換気も悪いかもしれない。こういったことが結局、リスクが非常に高いことはわかっている。

飲食店のオミクロン対策の徹底が必要です！

県内でオミクロン株の感染事例が相次いで確認され、飲食店でのクラスターも発生しました
これまで以上に感染防止対策の徹底をお願いします

◆従業員全員で飲食店向けガイドラインの徹底をお願いします

- ・換気扇の常時稼働、定期的な窓開放による換気の徹底
- ・パーティション、斜め掛け等によるフィジカルディスタンスの確保
- ・従業員の体調管理の徹底



◆お客様にも対策を守ってもらうよう呼びかけをお願いします

- ・パーティションを外したり、座席の間隔を狭めない
- ・手指消毒、会話時のマスク着用の徹底
- ・大声を出さず、お酌や乾杯を控え、大騒ぎはNG



西部地区の特別警報発令を受け、西部地区繁華街の飲食店の緊急巡回点検を本日から実施し、感染防止対策の徹底を呼びかけ

11

県外との往来について

全国各地で連日、過去最大の感染者を記録するなど、感染力の強いオミクロン株が全国で急激に蔓延しています。

帰省や旅行、仕事、研修も含めて
県外との不要不急の往来は当面控えてください

県外との往来の際のお願い

◇基本的な感染対策の徹底

マスクはすき間なく正しく着用、十分な距離が取れないときはマスクを着用、混雑した場所や感染リスクの高い場所を避ける

◇体調が悪い時は、無理せず県外との往来は避ける

◇行かれる先の自治体が出されている新型コロナ情報の確認を

県外から来県・帰県される方へのお願い、一緒に過ごす際のお願い

◇来県前には事前にPCR等検査を受けましょう

◇家庭内での感染対策の徹底

「親しき仲にもマスクあり」、こまめな手洗い、こまめな換気、ドアノブなどの共用部分の消毒、タオルや歯磨き粉・食べ物や食器などの共用を避ける、家庭内で対策が難しい場合は宿泊施設利用も検討

◇発熱、倦怠感などの症状があれば、積極的に受診又は受診相談センターに相談を

12

特措法第24条第9項による協力要請

- **区域** 鳥取県全域
- **期間** 令和4年1月20日から2月13日まで
- **要請内容**

県境をまたぐ移動はできるだけ控えてください

- ※ 不要不急の帰省や旅行、仕事、研修など、県境をまたぐ移動ができれば控えましょう。
特に、まん延防止等重点措置地域や感染拡大地域との間での、不要不急の往来は控えてください。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項は、新型コロナウイルスの感染拡大を抑え込むために、県民の皆様に協力をお願いする制度です。

13

無料検査の期間延長

～特措法24条9項による受検要請～

無症状で不安を感じる県民の皆様は、ぜひ検査をお受けください。
(2月28日(月)まで要請を延長)

次の皆さんは、特に積極的に検査を受けてください。

- ✓ 感染拡大地域に行かれた方
- ✓ 感染拡大地域の方と過ごされた方
- ✓ 受験等で県外に行かれた方

特措法24条9項による要請

- **区 域** 鳥取県全域
- **期 間** 令和4年2月28日(月)まで
- **対 象** 無症状の県民 (帰省者への要請は1/23(日)で終了)
- **要請内容** 感染不安を感じられる方は検査をお受けください
(ワクチン接種・未接種を問わない)

症状のある方、陽性者の接触者の方は対象となりません。
かかりつけ医又は受診相談センターに連絡してください

- **検査費用** 無料

特措法第24条第9項は、新型コロナウイルスの感染拡大を抑え込むために、皆様に協力をお願いする制度です。

14

無料検査場所の拡大



無料検査可能な検査場所

土日も実施中

※検査場所の詳細は県HPをご覧ください
 ※予約不要ですが、事前に検査場所に直接電話で連絡をお願いします



現在、県内32か所の無料検査場所があります。

(薬局・衛生検査所等)

東部圏域11ヶ所、中部圏域12ヶ所、西部圏域9ヶ所

ご要望の多い“土日”も対応できる検査場所等が各圏域にあります

検査場所は順次拡大中（複数の機関から申請があり現在準備中）

【無料検査に関してご不明な点のお問合せ先】

1/21(金) 鳥取県無料検査コールセンター開設

[☎0570-783-563] (土日含む毎日、9時～17時)

15

高齢者施設等が行うPCR検査支援の機動的な実施

オミクロン株の感染拡大に対応するため、高齢者施設等の社会福祉施設が行うPCR検査等への支援について、
当面、補助対象の拡大や補助率の引上げなど大幅に拡充し、
 新型コロナ陽性者の早期発見を図ります。

区分	変更前	変更後
補助対象の拡大	社会福祉施設等の職員が行うPCR検査等	社会福祉施設等の職員、利用者が行うPCR検査等
補助率の引上げ	<u>2分の1</u>	<u>10分の10</u>

16

全国でオミクロン株による感染が広がっており、本県もその影響を受けており
全県的に特に注意する段階に入りました
感染を拡大させないために、感染防止対策のレベルアップをお願いします

- マスクはすき間なく正しく着用、できれば不織布マスクのご利用を
- 手洗い、換気(暖房中も含め)、消毒など、感染防止対策のレベルアップを
- 無症状でも感染不安を感じられる方は、積極的に検査を受けてください
- 感染拡大地域との往来については、慎重に判断を、やむを得ず行かれる際は、徹底した感染防止対策を
- 家庭内でも「親しき仲にもマスクあり」、換気、消毒など感染対策の徹底を
- 飲食の際は、感染対策が徹底された認証店で、会話の際はマスクの着用、大騒ぎしないなどマナーを守って、お店の感染対策の呼びかけに協力を
- 風邪症状はコロナ感染の重要なサイン！体調悪ければ無理をしないで
- あなたと大切な人を守るため、積極的にワクチン接種の検討を
(ワクチン接種後も感染防止対策の徹底をお願いします。)

17

オミクロン対策「寅」の巻

其の壹

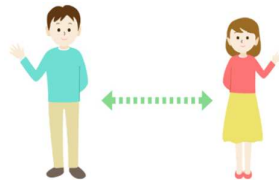
マスクは正しく着けます



オミクロンでもマスクは有効です

其の貳

人と人、間が愛だ



距離がとれない場合、パーティションを利用し、大声は控えて

其の参

少々の症状でもご連絡を



体調悪ければ登校や出勤は止める。
かかりつけ医、受診相談センターに連絡を

其の肆

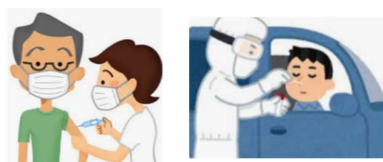
飲食はマナーを守って
楽しまな



飲食店や自宅でも、大人数・大声・
大皿・大騒ぎは控えてマスク会食

其の伍

ワクチン接種や
検査を受けんさい



ワクチンはオミクロンにも有効です。
不安な方は検査を受けてください

其の六

幸せは予防で呼ぼう



換気、手洗い、消毒など基本的な
感染対策を徹底

18

追加接種前倒しについて

<国の前倒し方針>

【医療従事者】

**接種計画前倒しにより コロナ協力病院について
1月中に完了見込**

その他の病院も2月初旬には接種完了見込

開始時期	種別	接種間隔
12/17~	医療従事者等 高齢者入所施設等入所者	6か月
2/1~	一般の高齢者	7か月
3/1~	一般の高齢者 一般のかた	6か月 7か月

【市町村】

- **全ての市町村での1月中に一般高齢者の接種開始を目指す**
すでに一般高齢者接種開始 **6**市町村
- **全ての市町村での2月に一般高齢者の前倒し（8か月→7か月）を目指す**
- **全ての市町村で3月から一般高齢者（6か月）、一般のかた（7か月）の前倒し実施を目指す**
- **一般接種の更なる前倒し（7か月→6か月）についても、国のワクチン供給を前提として接種体制等に余力のある市町村に取組を働きかけ**

【職域接種】

当初予定
(接種を開始する月)

3月	4月	5月	計
2会場	6会場	3会場	11会場

前倒し

※1/19時点検討状況

3月	4月	5月	計
6会場	3会場	2会場	11会場

さらに職域接種の
参画を働きかけ

現時点で8事業者(11会場)が
参画を検討中

19

追加接種前倒しの加速化

3月末までを強化期間として、各実施主体による集中的な取組を実施

⇒ **市町村、医療機関、職域、県がそれぞれ追加接種の前倒しを強力に推進**

<主体別取組・スケジュール>

主体・月	1月	2月	3月	4月~
市町村・医療機関	市町村営集団接種会場 医療従事者、 高齢者施設接種 個別接種（医療機関）			
職域（企業、団体、事業者、大学、国機関）	単独開催 鳥取型共同プロジェクト			
県	県営大規模接種センター （県内6カ所開設・3万人規模～3月）			

前倒し前の対象人数 7,400人 25,000人 74,000人 91,000人

前倒し後の対象人数 27,000人 111,000人 117,000人 73,000人

20

県営大規模ワクチン接種センターの概要

<設置目的>

- ・オミクロン株感染拡大防止を図るため、**ワクチン追加接種を加速化**

<設置箇所数・接種総数>

- ・1月下旬、県中部1か所に前倒し開設、2月には、県内6か所（東部2、中部2、西部2）に開設し、国によるワクチンの十分な供給を前提として、**3月末までに約3万人分の追加接種を完了**

エリア	東 部	中 部	西 部
会 場	新日本海新聞社	倉吉シティホテル	米子しんまち天満屋
	県保健事業団 (東部)	県保健事業団 (中部)	県保健事業団 (西部)
使用ワクチン	モデルナ社製（市町村配分のワクチンを活用）		

21

職域追加接種の推進について

職域追加接種を実施する団体（単独で実施する団体）

初回接種を行った職域団体のうち、11会場が職域追加接種の実施を登録済み

会場名	会場地	備考	会場名	会場地	備考
鳥取商工会議所	鳥取市	鳥取商工会議所と会員企業	鳥取大学（米子）	米子市	
サンマート	鳥取市	サンマートと関係企業	JR西日本米子支社	米子市	
鳥取大学（湖山）	鳥取市		陸上自衛隊米子駐屯地	米子市	
ジャパンディスプレイ鳥取工場	鳥取市	ジャパンディスプレイと鳥取銀行	境夢みなとターミナル	境港市	境港水産振興協会と関係企業
気高電機	鳥取市	気高電機と近隣企業	航空自衛隊美保基地	境港市	
鳥取中央物流センター	湯梨浜町	中部観光推進機構と近隣企業			

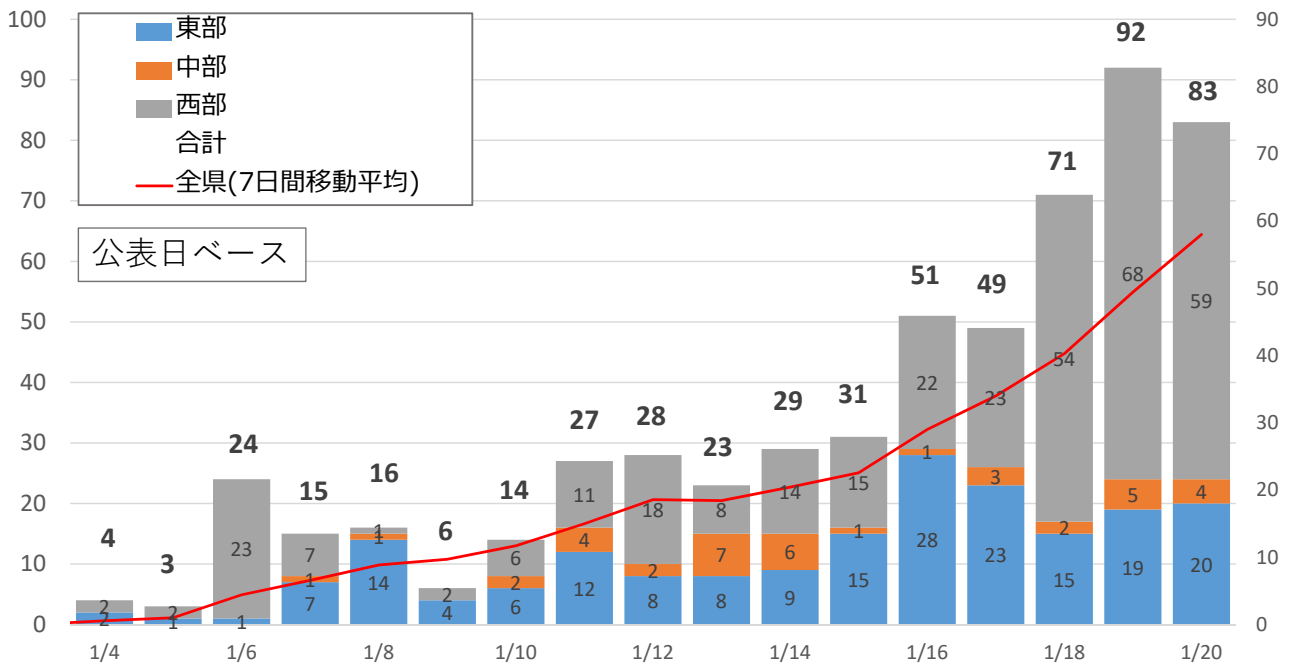
鳥取型職域共同接種体制推進プロジェクト（共同で実施する団体）

複数の団体で共同接種を行う当プロジェクトへの参画を県から働きかけており、現時点で県庁職域会場を含め8事業者（11会場）が参画を検討中

- ⇒ **国の新たな追加接種1カ月前倒し方針に基づき、なるべく早期に実施できるよう、県として必要なバックアップを実施**

22

新規陽性者数推移



1/4～1/20の保健所ごとの累計発表陽性者数

管轄保健所	鳥取	倉吉	米子	全県計
累計陽性者数	172	35	276	483

鳥取県版新型コロナ警報（1月20日現在）

米子市・境港市・西伯郡に「特別警報」を発令します。

このほかの地域でも感染拡大の様相があり、オミクロン株の極めて感染しやすい特性から、感染予防対策を徹底してください。

地域	発令区分	備考
米子市・境港市 ・西伯郡	特別警報	1/18～

地域	発令区分	備考
東部地区	警報	1/9～
中部地区	警報	1/12～
西部地区（日野郡）	警報	1/7～

オミクロン株感染警戒情報

県内全域で、オミクロン疑いも含め、オミクロン株の複数の感染例が確認されており、警戒が必要です

区 域	全 県
-----	-----

◎県民のみなさまへ

オミクロン株であっても基本的な感染予防策は変わりません。

ウイルスは対策の隙を狙っています。

感染予防策の徹底をお願いします。

25

「レベル分類」の本県独自の判断指標状況

※レベル2:新規陽性者数が増加傾向。一般医療と新型コロナ医療の負荷が生じはじめているが、病床数増加でコロナ医療が必要な人へ適切な医療ができています

3:一般医療を相当程度制限しないと、コロナ医療が必要な人への適切な医療ができない

- ・ 軽症例の多いオミクロン株の特性を踏まえ、最大確保病床使用率・重症病床使用率に重点を置いて運用
- ・ コロナ医療が必要な人へ提供でき、一般医療の制限には明らかに至っていない状況であることから、本県の状況は、総合的な判断により「レベルII」
- ・ 対策は前倒して実施しつつ、オミクロン株の特性を踏まえた判断目安を検討していく
- ・ **今後さらなる感染拡大が続けば、まん延防止等重点措置も視野に入れて検討を行う**

判断指標	数値 (1月19日現在)	本県独自目安 →※に基づき総合的に判断		
		II	III	IV
新規陽性者数(対人口10万人/週)	73.1人 (406人/55.6万人×10万人)	10人/週	30人/週	50人/週
最大確保病床使用率	30.0% (105/350床)	15%	50%	80%
重症病床使用率	0.0% (0/47床)	—	50%	
全療養施設使用状況 (療養者数/(最大確保病床数+宿泊療養居室))	0.538 (384/(350床+364室))	—	—	1

参考指標	数値(1月19日現在)
療養者数(対人口10万人/週)	69.1人 (384人/55.6万人×10万人)
PCR陽性率(直近1週間)	5.1% (406/8,016件)
感染経路不明割合(直近1週間)	21.7% (88/406件)

26

観光庁による県民割支援の運用変更について

◎ 県民割支援の停止対象として、事業実施県がまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされた場合について、支援停止ルールの追加を観光庁が決定。

○ 県民割支援の停止ルール

現行

- ① レベル3相当以上と都道府県知事が判断した場合
- ② 緊急事態宣言措置を実施すべき区域として公示された場合

追加

- ① まん延防止等重点措置の対象となった都道府県の**県内旅行のうち、措置区域を発着する旅行**
- ② **措置区域への隣接県民による旅行**
- ③ **措置区域の居住者による隣接県への旅行**

○ 本県キャンペーンの運用変更

広島県民

⇒ 鳥取県内での宿泊代金、旅行（宿泊・日帰り）代金の**既予約の割引を停止**
（1月27日(木) 宿泊・旅行分から）

※ 今後、本県及び島根県・岡山県・兵庫県がまん延防止等重点措置の対象となった場合、本県キャンペーン(#WeLove山陰キャンペーン又はスペシャルウェルカニキャンペーン)を停止予定

27

年度末に向けた主な事業者支援

< 県の新たな応援金「コロナ禍再生応援金」申請受付スタート >

⇒ 申請件数：**425件**、申請金額：**67,600千円**（R4.1.20時点）

対象	「 新型コロナ安心対策認証店 」として登録されている事業者 ※ 認証申請中の事業者からの申請も受付中
支給額	法人 20万円 、個人 10万円 （一律支給） ◎ 認証店加算あり（2店舗目以降、 10万円×店舗数 ）
要件	売上 20%以上減少 ※ 令和2年11月～令和4年3月の間の任意の1年間の売上をコロナ前と比較
申請期間	令和4年1月5日(水)～5月27日(金)

< 国の新たな支援金「事業復活支援金」1/31の週から申請受付スタート >

対象、要件	新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が 30%以上減少 した事業者（ 地域、業種限定なし ） ※ 2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月と比較				
支給上限	事業規模・売上減少率に応じて以下額を支給				
	売上減少率	個人	法人（年間売上高）		
			1億円以下	1億円超～5億円	5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円	
▲30%～50%	30万円	60万円	90万円	150万円	

28